

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したため、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

事件

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和 7 年佐倉市条例第 16 号）
の制定

令和 7 年 5 月 15 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

専決第 2 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

1 事件

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定

2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため

令和 7 年 3 月 3 1 日

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 16 号

佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

佐倉市税賦課徴収条例（昭和 34 年佐倉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 10 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 64 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 83 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.

0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 90 条第 2 項第 2 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改め、同項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 83 条第 1 項第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 91 条第 2 項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日及び運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第133条の3第2項第1号中「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項」に改める。

第141条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第18項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第19項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の佐倉市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中
固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について
適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第83条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度
以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽
自動車税の種別割については、なお従前の例による。